

健康福祉部

福祉環境委員会

【所管関係資料】

9月9日提出

目 次

◎所管事項関係

1	令和6年度政策等評価の実施状況について【共通資料1（別冊）】	
2	～大変革の時代～新秋田元気創造プラン 中間総括【共通資料2（別冊）】	
3	健康福祉部所管の計画等について	
	・ 第2期秋田県再犯防止推進計画（地域・家庭福祉課） 3
	・ 第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（地域・家庭福祉課） 4
	・ 第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（地域・家庭福祉課） 5
	・ 秋田県社会的養育推進計画（地域・家庭福祉課） 6
	・ 地方独立行政法人秋田県立療育機構 第4期中期目標（素案）の概要（障害福祉課） 7
	・ 秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（保健・疾病対策課） 8
4	令和5年7月の大雨により被災した高齢者施設の復旧について（長寿社会課） 9
5	地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について（医務薬事課） 11

健康福祉部所管の計画等について

課室名：地域・家庭福祉課

計 画 名		第 2 期秋田県再犯防止推進計画 計画期間：令和 7 年度～1 1 年度（5 年間） 根拠法令：再犯の防止等の推進に関する法律	
概 要	策定趣旨	秋田県再犯防止推進計画（令和 2 年度～6 年度）における現状と評価を踏まえ、犯罪や非行をした人等が円滑に社会復帰できるよう、再犯の防止体制を総合的かつ計画的に確保するための県が取り組むべき事項等を定めた計画を策定する。	
	基本理念 ・方針	犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。	
	主な施策 の構成案	1 国・県・民間団体等による連携体制の強化 ・再犯防止推進協議会等によるネットワークの強化など 2 就労と居場所の確保による支援 ・就職活動に関する相談支援や民間と協働した一時的住居の確保など 3 保健医療・福祉サービスの提供による支援 ・地域定着支援センターの機能強化や薬物依存からの離脱支援など	4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進 ・児童生徒の非行の未然防止や非行少年に対する立ち直り支援など 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 ・社会を明るくする運動や青少年の健全育成の推進など 6 直接的な支援の推進 ・再犯防止相談支援窓口等による本人やその家族からの相談への対応など
策定のポイント		国の「第二次再犯防止推進計画（令和 5 年度～9 年度）」及び「秋田県再犯防止推進計画」における課題や本県の実情を踏まえ策定する。	
スケジュール		令和 6 年 1 1 月 ・第 2 回秋田県再犯防止推進計画策定委員会 1 2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施 令和 7 年 1 月 ・第 3 回秋田県再犯防止推進計画策定委員会 ・令和 6 年度秋田県再犯防止推進協議会 2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3 月 ・計画策定	

健康福祉部所管の計画等について

課室名：地域・家庭福祉課

計 画 名		<p>第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画</p> <p>計画期間：令和7年度～11年度（5年間）</p> <p>根拠法令：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</p> <p>（注）困難な問題を抱える女性…性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える（そのおそれのある）女性</p>			
概 要	策定趣旨	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により都道府県による計画策定が義務づけられたほか、「第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（令和2年度～6年度）」が満期を迎えることから、これら二つの計画を一体的に策定し、必要となる支援策を効果的に推進していく。			
	基本理念 ・方針	<ul style="list-style-type: none"> ○困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、自立した生活が可能となるように援助する。 ○民間団体を含む関係機関との連携・協働により、早期から切れ目のない支援を実施する。 ○配偶者等からの暴力を許さない社会の形成のため、民間支援団体と連携し発生防止や被害者保護を実施する。 			
	主な施策 の構成案	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1 教育・啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報キャンペーン等の強化 ・若年層に対する教育の推進 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>3 相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の普及、市町村職員向け研修の実施 ・女性相談支援センターの機能強化 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2 困難な問題を抱える女性の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住、就労等の生活安定に向けた支援 ・心の安定、回復の支援 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>4 関係機関の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との連携強化、支援調整会議の実施 ・民間団体との協働体制の確立 </td> </tr> </table>	<p>1 教育・啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報キャンペーン等の強化 ・若年層に対する教育の推進 	<p>3 相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の普及、市町村職員向け研修の実施 ・女性相談支援センターの機能強化 	<p>2 困難な問題を抱える女性の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住、就労等の生活安定に向けた支援 ・心の安定、回復の支援
<p>1 教育・啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報キャンペーン等の強化 ・若年層に対する教育の推進 	<p>3 相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の普及、市町村職員向け研修の実施 ・女性相談支援センターの機能強化 				
<p>2 困難な問題を抱える女性の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住、就労等の生活安定に向けた支援 ・心の安定、回復の支援 	<p>4 関係機関の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との連携強化、支援調整会議の実施 ・民間団体との協働体制の確立 				
策定のポイント		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における国の基本方針及び「第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の取組状況を踏まえた上で、当事者や支援者からの意見聴取、女性保護の現状分析等を行い、本県の実情に応じた計画を策定する。			
スケジュール		<p>令和6年10月 ・第3回秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画策定委員会</p> <p>12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施</p> <p>令和7年 1月 ・第4回秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画策定委員会</p> <p>2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）</p> <p>3月 ・計画策定</p>			

健康福祉部所管の計画等について

課室名：地域・家庭福祉課

計 画 名		第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画 計画期間：令和7年度～11年度（5年間） 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 （注）ひとり親家庭等…母子家庭、父子家庭、寡婦	
概 要	策定趣旨	ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、収入やこどもの養育等の面で困難に直面することが多いことから、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的に計画を策定する。	
	基本理念 ・方針	ひとり親家庭等が抱えている困難は多くが複雑に重なり合っており、「支援策を総合的に推進する」、「個々の世帯の抱える問題に対しきめ細かな配慮をする」等が求められていることから、民間団体等と連携し必要な支援を的確に把握するとともに、継続した支援を行うことができるよう、個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施する。	
	主な施策 の構成案	1 子育て・生活支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの提供、公営住宅入居に対する配慮等による子育てと就業の両立 ・子ども食堂等による貧困の世代間連鎖の解消に向けた取組の推進 	3 養育費確保の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・養育費に関する弁護士相談や法的手続き費用に関する助成等
		2 就業支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援 	4 経済的支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の活用推進
			5 相談体制等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に配置される母子・父子自立支援員、家庭相談員に対する情報共有及びスキルアップ研修の実施 ・SNS等を活用した情報発信の強化
策定のポイント		<ul style="list-style-type: none"> ・「経済的自立等に向けた既存事業の利用拡大」及び「養育費確保対策等に関する事業拡充」等を推進していく。 ・「民法改正による共同親権（令和8年5月までに施行）」について、国の動向を注視していく必要がある。 	
スケジュール		令和6年 9月 ・第1回策定委員会 11月 ・第2回策定委員会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画素案）、パブリックコメントの実施 令和7年 1月 ・第3回策定委員会 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・計画策定	

健康福祉部所管の計画等について

課室名：地域・家庭福祉課

計 画 名		秋田県社会的養育推進計画 計画期間：令和7年度～11年度（5年間） 根拠法令：児童福祉法	
概 要	策定趣旨	令和4年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたため、現計画（令和2年度から令和11年度）の全面的な見直しを行い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「秋田県社会的養育推進計画」を新たに策定する。	
	基本理念・方針	【基本理念】 こどもの権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障されること 【基本方針】 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底	
	主な施策の構成案	1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等） 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み 6 一時保護改革に向けた取組	7 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組 8 里親等への委託の推進に向けた取組 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 11 児童相談所の強化等に向けた取組 12 障害児入所施設における支援
策定のポイント		現計画の達成見込み・要因分析等を行いつつ、当事者であるこども、里親、ファミリーホーム、施設及び市町村の意見の反映や、県市町村の子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図るとともに、県社会的養育推進計画策定委員会等への意見聴取を行いながら、本計画を策定する。	
スケジュール		令和6年10月 ・第2回秋田県社会的養育推進計画策定委員会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 令和7年 1月 ・第3回秋田県社会的養育推進計画策定委員会 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・計画策定	

1. 中期目標策定の目的

平成22年4月1日に県が設立した地方独立行政法人秋田県立療育機構の第3期中期目標の期間が令和6年度末で終了することに伴い、地方独立行政法人法に基づき、新たな第4期中期目標を策定する。

2. 第3期中期目標の概要及び実績（令和2年度～令和6年度）

1) 主な項目及び内容

- ① 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上
 - ▶ 質の高い療育の提供、地域医療への貢献、ライフステージに応じた総合支援、発達障害児・者への支援
- ② 業務運営の改善及び効率化
 - ▶ 効率的な運営体制の構築、施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成、収入の確保、費用の節減
- ③ 財務内容の改善
 - ▶ 業務運営の改善・効率化の推進による収支の改善
- ④ その他業務運営
 - ▶ 施設・設備、人事管理、就労環境の整備、防犯・防災対策の推進、障害者差別解消の取組の推進

2) 取組実績

- ① 県の療育における中核機関として高度な療育サービスを提供したほか、地域への療育技術指導等、療育に関する情報発信、指導等に努めた。
また、発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、関係機関との連携の下で教育相談、就労相談等を行った。
- ② 運営会議等を通じて効率的な運営体制の構築に努めた。また、サービスの充実等により収入の確保に努めるとともに、設備の省エネ化等、経費節減のための取組を図った。
- ③ 業務運営の改善及び効率化を進め、財務内容の改善を図ったが、感染症・物価高騰等の影響により、令和4年度および5年度については赤字決算となった。
- ④ ハラスメント対策の見直し、職員の働き方の見直し等を行い、働きやすい職場づくりに取り組んだ。

3. 今後の課題・第4期中期目標における方向性

- 1) 良質な医療・療育の提供機能の維持
 - ▶ 県の療育拠点施設としての将来的なあり方を検討し、合理的・能率的運営により、安全で良質な医療・療育の提供機能の維持を図る。
- 2) 収支改善の取組の推進
 - ▶ 療育ニーズの把握、収益向上のための方策を検討・実施するとともに、コスト及び財務状況を意識しながら費用の節減に努め、収益の改善、安定的な経営基盤を確立を図るとともに運営費交付金の抑制に資する。
- 3) 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援のより一層の充実
 - ▶ 県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センターおよび秋田県医療的ケア児支援センターの機能を充実させ、地域における支援拠点として積極的な療育支援に努める。

4. 第4期中期目標の構成

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 質の高い療育の提供
 - ◇医療・療育従事者の確保・育成 ◇疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
 - ◇利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
- 2 地域療育への貢献
 - ◇各種研修会の実施等を通じた技術支援、療育支援
- 3 ライフステージに応じた総合支援
- 4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援
 - ◇発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等の支援機能の一層の充実
- 5 個人情報の適切な管理

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的な運営体制の構築
- 2 施設経営に携わる事務部門の職員の専門性の向上
- 3 収入の確保、費用の節減

第4 財務内容の改善に関する事項

- ◇経営改革の推進 ◇収支改善の取組の推進

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び設備の整備に関する事項
 - ◇実施時期、必要性を十分に検討の上、計画的に実施
- 2 防災・防犯対策の推進
 - ◇近年の大雨災害等を踏まえた定期的、実践的な防災・防犯訓練等の実施
- 3 人事に関する事項
 - ◇職員の適切な配置と、業績・能力評価を的確に反映した人事管理
- 4 職員の就労環境の整備
- 5 障害者差別解消の取組
- 6 中長期的な視点での経営管理の強化

健康福祉部所管の計画等について

課室名：保健・疾病対策課

<p>計 画 名</p>	<p>秋田県新型コロナウイルス等対策行動計画 計画期間：令和7年度～12年度（6年間） 根拠法令：新型コロナウイルス等対策特別措置法</p>
<p>概 要</p>	<p>策定趣旨 新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、平時の備えを拡充し、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す。</p>
	<p>基本理念 ・方針 ○ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。 ○ 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。</p>
	<p>主な施策 の構成案 1 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針 ・新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ・新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点 ・県行動計画の実効性を確保するための取組等 2 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組 ・実施体制 ・情報収集・分析 ・サーベイランス ・情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・水際対策 ・まん延防止 ・ワクチン ・医療 ・治療薬・治療法 ・検査 ・保健 ・物資 ・県民生活及び県民経済の安定の確保 ※各対策項目を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載</p>
<p>策定のポイント</p>	<p>令和6年7月2日に閣議決定された、国の「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」の考え方や留意点、本県の実情を踏まえて改定する。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>令和6年10月 ・健康づくり審議会感染症対策分科会新興感染症部会での協議 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施 令和7年 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・健康づくり審議会、計画策定</p>

令和5年7月の大雨により被災した高齢者施設の復旧について

長寿社会課

1 施設の概要

施設名称：介護老人保健施設「湖東老健」（五城目町）

設置者：社会医療法人 正和会

2 被害の概要

- ・令和5年7月15日、馬場目川及び付近の水路が越水し、施設内に流入した。
- ・最大で床上70cmまで浸水したものの、迅速な避難により84名の入所者に人的被害はなく、10月に事業の一部を暫定的に再開した。
- ・一部地盤の流失等が発生したことから、施設機能の回復を図るには移転改築が必要な状況となった。

3 移転計画

移転先：南秋田郡五城目町大川西野

改築施設：既存施設と同等の構造（鉄骨造平屋建）とし、同等の機能を確保する予定

事業費：22億円程度（既存施設の撤去費等を除く）

4 国庫補助の活用

以下の国庫補助の活用を前提に移転改築が計画されている。

補助名称：社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（間接補助）

補助率：5/6（国4/6、県1/6）

5 国との協議

国庫補助の活用に係る、東北厚生局を窓口とした協議の概要は以下のとおり。

令和5年 8月	東北厚生局へ移転改築に向けた協議書を提出し、概算復旧費を提示。
令和5年11月	設置者において移転計画が確定し、専門家の所見や県の治水対策方針等をまとめた意見書とともに厚生労働省へ提出。
令和6年 6月	設置者において実施設計が完了し、成果品及び見積書を東北厚生局へ提出。
令和6年 8月	東北厚生局及び東北財務局が災害査定を実施。（査定額は未定。）

6 予算計上

- 厚生労働省及び財務省による協議が現在も継続しており、現状では査定額が定まっていない。
- 国では、交付決定前に着工した場合（事前着工）であっても補助対象として認める旨明示しているほか、当該計画を補助対象とする点についても認めていることから、設置者は、予算計上を待たずに改築に向けた作業を本格化させ、年内に着工することとしている。
- 県では、国の協議結果により計上額が増減すること、及び予算化のタイミングが移転計画の遅れにつながらないことを踏まえ、県予算について12月補正への計上を予定している。

湖東老健 位置図

土砂災害凡例

土砂災害警戒区域

通称:イエローゾーン

危険が生じる恐れのある区域



土砂災害特別警戒区域

通称:レッドゾーン

著しい危険が生じる恐れのある区域



家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)(氾濫流)



現所在地

五城目町役場

国道285号

イオンスーパーセンター五城目店

移転先

河川浸水想定凡例

浸水深5.0~10.0m未満

浸水深3.0~5.0m未満

浸水深2.0~3.0m未満

浸水深0.5~2.0m未満

浸水深0.5m未満

※五城目町ハザードマップより抜粋



内部被災画像



地盤沈下画像

地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について

医務薬事課

4～6月の医業収支の状況（※運営費交付金を除く）

単位：百万円

	循環器・脳脊髄センター			リハビリテーション・精神医療センター		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減
医業収益	706	770	-64	618	644	-26
医業費用	1,422	1,506	-84	1,007	985	+22
収支差	-716	-736	+20	-389	-341	-48

1 経営管理会議における経営改善策の検討

循脳センター及びリハセンの安定的な経営を図るため、業務や収支等の実績を踏まえた財務管理や経営改善策の検討を行う経営管理会議を、県と機構が合同で設置し、協議を継続している。

(1) R6第1四半期の経営実績

① 医業収支（運営費交付金を除く）

・循脳センター

患者数・診療単価の減により入院収益が前年同期を下回るも、修繕費などの設備関係費の減により、医業収支の赤字は約2千万円縮小した。

・リハセン

患者数・診療単価の減により入院収益が前年同期を下回ったことなどにより、赤字は約4千8百万円拡大した。

② 現金預金（有価証券を含む）残高

6月末の現金預金残高は、運営費交付金の増額などにより、前年度期末に比べ約3.7億円増加して、約11.7億円を確保した。

③ 病床利用率

・循脳センター

病床利用率は、循環器内科の患者数が減少し、他の診療科の患者数が増加するなどにより51.2%となり、前年同期の51.9%から横ばいとなった。

・リハセン

病床利用率は、リハビリ科の患者数の減少などにより87.5%と、前年同期の90.5%を下回った。

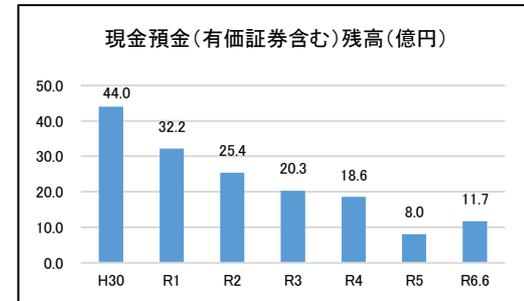
(2) 常勤医師の状況

・循脳センター

4月以降、医師数に変化はなく、循環器内科医師確保に向けて交渉中である。

・リハセン

4月以降、医師数に変化はない。



循脳センター	R5	R6	増減
常勤医師数	22	24	+2
脳神経外科	8	9	+1
循環器内科	4	1	△3
脊髄脊椎外科	4	4	
脳卒中診療部	0	1	+1
リハビリ科	1	2	+1
麻酔科	1	2	+1
放射線科	3	3	
病理科	1	1	
総合診療部	0	1	+1

【新薬によるアルツハイマー病治療の実績】

	4月	5月	6月	7月
アミロイドPET	1件	3件	1件	1件
レカネマブ	8件	10件	12件	12件

2 新たな取組の開始状況

(1) 新薬によるアルツハイマー病治療の推進

循脳センターのアミロイドPET検査*1 (14,665点)は、4月から7月までに6件 (リハセン、市内病院からの紹介) リハセンのレカネマブ*2投与による治療は、7月実績12件 (診療報酬額4,360,900円)、新規患者は、当面1か月当たり1～2件で推移見込。

*1)アミロイドPET検査:アミロイドPET検査薬を使用し、アルツハイマー型認知症の原因と考えられるアミロイドβの脳内沈着を診ることができる検査
 *2)レカネマブ:アルツハイマー病の脳内に蓄積する病因タンパク質(アミロイドβタンパク質)を除去し、認知機能低下の進行を抑制することが示された点滴治療薬

(2) 認知症の予防・早期発見に向けた体制の整備

リハセンでは、脳ドック (R6県共済契約単価44,880円) の実施件数増加に向け、今年度から大仙市脳ドック協力医療機関の契約を締結し、7月時点で7～11月の予約が8件入っている。今後も、契約先拡大を図る。

(3) 地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携強化

循脳センターでは、地域包括ケア病床設置に伴い、これまでの秋田大学や市内病院等からの転院受入に加え、新たに往診専門クリニック等からの入院受入を開始した。

今後は、脳循環器疾患に加え、内科・整形外科患者の受入に向け、紹介元の医療機関との連携を強化する。

(4) 回復期リハビリテーションを中心とした回復期・生活期医療の充実

地域包括ケア病床による入院管理料の増 (1,429点→2,620点) とともに、病床利用率が上向いてきている。

【地域包括ケア病床の稼働状況】

	4月	5月	6月	7月
入院延患者数	218	169	232	353
病床利用率	19.1%	14.3%	20.3%	30.0%

(5) 外部専門家からの意見聴取

8月21日の経営管理会議で、総務省のアドバイザー派遣制度を活用して医療コンサルタントの助言を得た。

(6) 地域の医療機関との連携強化・役割分担に向けた取組

8月22日に秋田市内6病院長による意見交換会を開催し、引き続き、秋田市内急性期医療に関する連携・役割分担について協議していくことを確認した (年度内3回開催予定)。

(7) 診療報酬改定に対応した収益確保に向けた取組

中期計画で見込んでいた診療報酬改定に伴う減収については、新たな施設基準・加算の届出により減収幅を縮減する。

(8) 常勤医師の確保に向けた取組

常勤医師採用に向けた交渉と非常勤医師による当直対応等を継続する。

3 今後の取組

(1) 高度医療施設・機器の有効活用に向けた取組

循脳センターの高度医療施設・機器の有効活用に向け、秋田大学との共同利用などを検討する。

(2) 中長期的な対応に関する検討

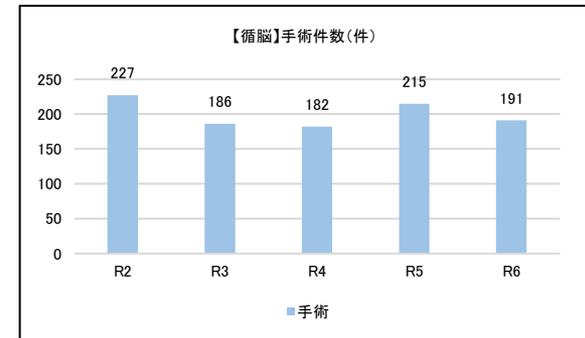
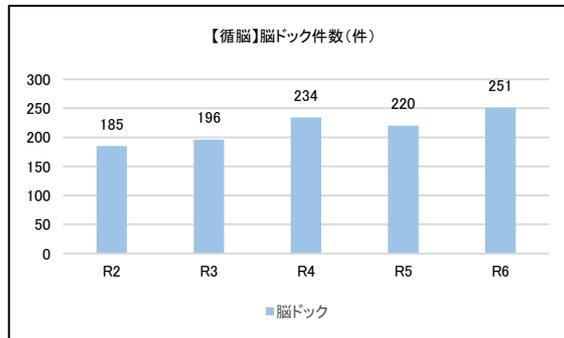
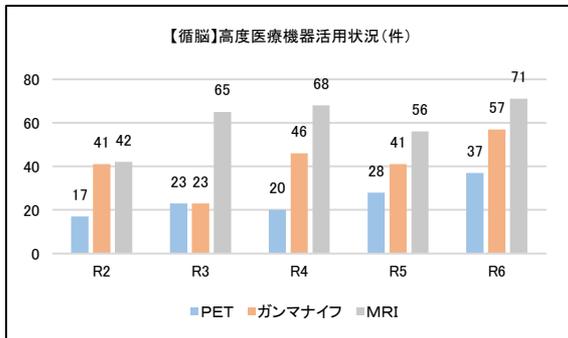
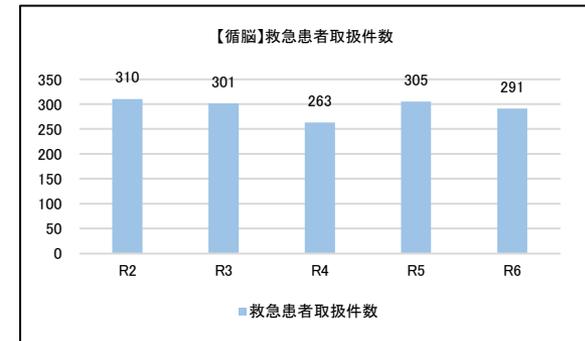
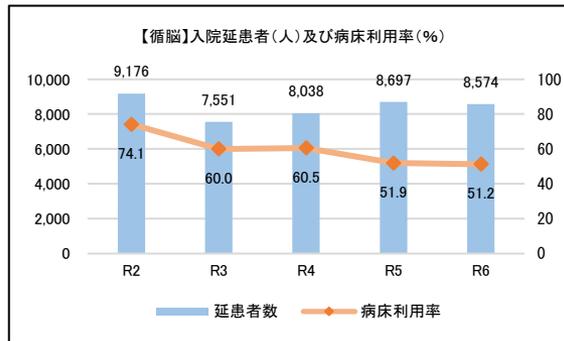
病院機構の中長期的なあり方 (構想) について、新たに設置する検討会議において検討する。

秋田県立病院機構の令和6年度第1四半期における主要な業務実績

※各年度とも第1四半期実績

循環器・脳脊髄センター

- 入院延患者数は、R3を底にR4・5は小幅な改善の傾向を示したが、R6は横ばい
- 救急患者取扱件数、手術件数も横ばい
- 脳ドック、高度医療機器活用件数は増加



リハビリテーション・精神医療センター

- 入院延患者数、病床利用率は安定して推移
- 救急患者取扱件数は前年から半減

